

大阪市告示第498号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき市営住宅使用料及び市営住宅附帯駐車場使用料並びに証明発行手数料の収納に関する事務を次のとおり委託したことを、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和6年4月1日

大阪市長 横山 英 幸

委託事務	委託先	委託期間
市営住宅使用料及び市営住宅附帯駐車場使用料収納事務	大阪市住宅供給公社 理事長 田中 義浩	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
市営住宅及び市営住宅附帯駐車場にかかる証明発行手数料収納事務	大阪市住宅供給公社 理事長 田中 義浩	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで

(都市整備局住宅部管理課)